

令和7年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和7年12月1日（月曜日）午前9時09分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 第58号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第59号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について
- 第60号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
- 第61号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第62号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 第63号議案 幸田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第64号議案 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第65号議案 幸田町高齢者生きがいセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第66号議案 幸田町火入れに関する条例の一部改正について
- 第67号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
- 第68号議案 財産の取得について（被災者生活再建システム等端末）
- 第69号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）
- 第70号議案 指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター）
- 第71号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
- 第72号議案 令和7年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 藤本和美君 | 2番 吉本智明君 | 3番 野坂純子君 |
| 4番 松本忠明君 | 5番 長谷川進君 | 6番 岩本知帆君 |
| 7番 田境毅君 | 8番 石原昇君 | 10番 黒木一君 |
| 11番 藤江徹君 | 12番 稲吉照夫君 | 13番 笹野康男君 |
| 14番 丸山千代子君 | 15番 都築幸夫君 | 16番 廣野房男君 |

欠席議員（1名）

- 9番 鈴木久夫君
-

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	成瀬 敦君	副町長	大竹 広行君
教 育	長	池田 和博君	企 画 部 長	内 田 守君
総 務 部	長	菅沼 秀浩君	参事(税務担当)	稲 熊 公孝君
危 機 管 理 監	長	谷優一郎君	住民こども部長	三 浦 正義君
健康福祉部長	谷 川 啓君	参事(健康保健担当)	相川美代子君	
環境経済部長	大熊 隆之君	建 設 部 長	鳥 居 靖久君	
上下水道部長	齋藤 啓一君	消 防 長	山 本 秀幸君	
教 育 部 長	山 本 晴彦君			

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局 長 岩瀬 仁史君

○議長（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第4回幸田町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに御多忙のところ御出席賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり諮問案件1件、単行議案13件、補正予算2件、合わせて16件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の増進のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いします。

朝夕はめっきり寒くなり、冬が駆け足で近づいているように感じる今日この頃であります。

皆様にはくれぐれも御自愛くださいまして、議会に臨んでいただきますよう、重ねてお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

お諮りします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、三河湾ネットワーク株式会社による議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

今年は例年に比べ暖かい日が続いておりましたが、落ち葉が北風に舞うようになり寒さも身にしみるようになってまいりました。

本日ここに、令和7年第4回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、そして行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、人事議案1件、単行議案13件、補正予算2件の合わせて16件でございます。

後ほど、提案理由とその概要につきましては説明させていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において、重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、一般質問につきましては、10名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め誠意をもって対応をいたします。よろしくお願いいたします。

ここで5点、御報告を申し上げます。

1 点目は、インフルエンザによる学級閉鎖についてでございます。

1 1 月に入り、中旬頃から、豊坂小学校、深溝小学校、坂崎小学校、幸田小学校と順次インフルエンザなどによる多数の欠席により学級閉鎖となる学級が増えております。皆様においても、インフルエンザなど風邪には十分お気をつけ願います。

2 点目でございます。

長野県箕輪町から幸田町小中学生へのりんご贈呈式についてでございます。

去る 1 1 月 1 8 日、幸田中学校の体育館において、長野県箕輪町の町長、議長、教育長などが来町され、町長、教育長、各学校長及び幸田中学校全校生徒約 5 0 0 人が見守る中、箕輪町から幸田中学校代表生徒にりんごが手渡されました。町内の児童生徒には、本日 1 2 月 1 日に配布をされると聞いております。

3 点目でございます。

奈良県安堵町の視察研修の受入れについてでございます。

1 1 月の 2 6 日、2 7 日に、本町と災害時における相互応援協定を締結している奈良県の安堵町の西本町長をはじめ、区長会の皆様が視察研修のため本町にお見えになりました。

2 6 日は、本光寺の本堂と肖影堂を見学。翌 2 7 日には役場庁舎でふるさと納税、防災及び菱池遊水地の上部利用について研修を実施した後、遊水地の現場を見学していただきました。ちなみに安堵町様は国営の遊水池場を有しております。

今後も両町の絆を深め、災害に強いまちづくりをともに進めてまいりたいと思っております。

4 点目でございます。

「愛知万博 2 0 周年記念第 1 8 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会」についてでございます。

今週の 1 2 月の 6 日土曜日に愛・地球博記念公園におきまして、「愛知万博 2 0 周年記念第 1 8 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会」が開催されます。幸田町も町村の部に参加しておりますが、昨年は第 4 位という素晴らしい成績を挙げていただきました。9 名の選手には、さらなる高みを目指して頑張っていただきたいと思います。当日は東海テレビで中継されますので、ぜひ応援のほどをよろしくお願い申し上げます。

5 点目でございます。

役場窓口の受付時間の短縮についてでございます。

1 0 月 3 1 日の議会運営委員会でも触れさせていただきましたが、かねてより業務の効率化と働き方改革の推進が重要な課題であると認識しており、来年 7 月をめどに、役場窓口の受付時間について、現在 8 時半から 1 7 時 1 5 分までであるのを、9 時から 1 6 時までに短縮する方向で調整を進めているところでございます。

現時点では、窓口の受付時間を短縮するという方針のみ決定しており、具体的な運営方法や、それに伴う住民の皆様への影響と、それに対する対策といった詳細につきましては、今後庁内で慎重に検討を重ねてまいります。

詳細が固まり次第、改めて来年 2 月に予定しております常任委員協議会において、議員の皆様にご丁寧にご説明をさせていただく予定でございます。

限られた人員の中で業務の在り方そのものを見直し、より質の高い行政運営を目指すための重要な一歩と考えております。

議員各位におかれましては、本取組への深い御理解と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

最後に、報告資料の御案内です。

去る10月の6日に、アイリス愛知で開催されました「愛知県町村会定期総会」、10月30日にシェーンバッハ・サボー、東京でございますが、開催されました「都市基盤整備事業推進大会」、11月1日に丹波の森公苑で開催されました、兵庫県でございますが、「第13回全国道の駅シンポジウム in 丹波」、4日に全国都市会館で開催されました「地方を守る会総会」、5日にシェーンバッハ・サボーで開催されました「安全・安心の道づくりを求める全国大会」、6日に新霞が関ビルで開催されました「中部国道協会促進大会」、10日にシェーンバッハ・サボーで開催されました「災害復旧促進全国大会」、11日にはこども家庭庁、文部科学省及び厚生労働省で「医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワーク」の加入団体として要望をいたしました「医療的ケア児者の支援施策に関する重点要望」、同日にシェーンバッハ・サボーで開催されました「治水事業促進全国大会」、13日にシェーンバッハ・サボーで開催されました「全国治水砂防促進大会」、19日にNHKホールで開催されました「全国町村長大会」の資料について、本日お手元のタブレット端末に電子データで提供させていただいておりますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣野房男君） ここで、御報告いたします。

9番、鈴木久夫議員から、疾病のため本日の会議を欠席する届出がありましたのでよろしくお願いします。

ただいまから、令和7年第4回幸田町議会定例会を開会します。

地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時09分

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから御了承願います。

日程第1

○議長（廣野房男君） 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、長谷川進議員及び6番、岩本知帆議員を指名いたします。

日程第2

○議長（廣野房男君） 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日１２月１日から１２月２２日までの２２日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１２月１日から１２月２２日までの２２日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程のとおりですから御了承願います。

日程第３

○議長（廣野房男君） 諸報告を行います。

例月出納検査３件及び定期監査３件であります。

これは、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付のとおり陳情が５件であります。

これは、会議規則第９２条の規定により、陳情第１１号を総務教育委員会に、陳情第１２号から陳情第１５号を福祉産業建設委員会に付託します。

次に、各委員会の閉会中の行政視察報告は、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

これで、諸報告を終わります。

日程第４

○議長（廣野房男君） 諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（成瀬 敦君） 議案書３ページをお開きください。

諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

議案関係資料は３ページ及び４ページでありますので、併せて御覧ください。

今回、千田直美委員が、令和８年３月３１日をもって任期満了となることから、引き続き千田直美氏を推薦するものであります。

議案書４ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございますが、千田直美氏６７歳を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

任期は令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間であります。

千田氏につきましては、蒲郡市内の小中学校にお勤めの後、平成２９年度から３期９年間にわたり、本町の人権擁護委員を務めていただいております、その功績が認められ、本

年度全国人権擁護委員連合会会長表彰を受けられました。これまで啓発や相談などの人権活動に献身的に取り組んでいただいております、人格も高潔で人柄もよく、他の委員からの信望も厚いことから、引き続き委員として推薦するものであります。

以上、人事議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

御審議の上、御答申を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣野房男君）　これから質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、諮問第2号の質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君）　質疑なしと認めます。

以上で、諮問第2号の質疑を打ち切ります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております諮問第2号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、ただいま議題となっております諮問第2号について討論に入ります。

ありませんか。

まず、原案反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君）　次に、原案賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君）　これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第2号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案に異議なき旨答申するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君）　着席願います。

起立全員であります。

したがって、諮問第2号は原案に異議なき旨答申することに決定しました。

日程第 5

第 5 8 号議案から第 7 2 号議案までの 1 5 件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第 5 8 号議案から第 7 0 号議案までの 1 3 件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書 5 ページをお開きください。

第 5 8 号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は 5 ページから 7 ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、巡回監視、応急作業等の作業に従事した職員に対し、災害応急作業等手当を支給することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、災害応急作業等手当の支給対象を全職員に広げ、重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、巡回監視、応急作業等の作業に従事した職員に対し、災害応急作業等手当を支給することとします。

また、幸田町以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策の作業も支給の対象とします。

災害応急作業等手当の金額につきましては、それぞれ従事した作業ごとに、巡回監視については 7 1 0 円、応急作業等については 1, 0 8 0 円、町外に派遣された職員が行う災害応急対策の作業については 7 1 0 円、遭難救助等については 8 4 0 円、これらの作業に相当すると認める作業については、1, 0 8 0 円を超えない範囲内においてそれぞれ定める額とし、その上で大規模災害時は全ての作業について一律 1, 0 8 0 円とします。

さらに、日没から日出までに作業が行われた場合は 1 0 0 分の 5 0 を、著しく危険であると認めた区域で作業が行われた場合には 1 0 0 分の 1 0 0 を、町外に派遣された職員が深夜に作業を行った場合は 1 0 0 分の 5 0 を、それぞれ加算する規定も設けるものであります。

施行期日は公布の日であります。

続きまして、議案書 9 ページをお開きください。

第 5 9 号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は 8 ページから 2 0 ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、職員等の旅費の支給について、費用弁償として性質をより高めることに伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、旅費の取扱いについて、国にならって見直すものであります。

また国に準じて新たに設けるその他の交通費については、1 キロメートル当たりの定額、または実費額を支給することとし、その額については、バス、タクシー、レンタカ

一を利用した場合は、それらの費用及び付随する費用の合計額、自家用車を使用した場合は、1キロメートルにつき40円を超えない範囲内で規則で定める額を支給するものとし、その他条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとするものであります。

また、今回の改正を受け、幸田町長等の給与及び旅費に関する条例における字句の整理も併せて行うものであります。

施行期日は令和8年4月1日であります。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。

第60号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は21ページから27ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、林野火災の予防に係る注意報及び警報の新設に伴い、必要があるからであります。

改正の概要といたしましては、林野火災に関する注意報につきましては、林野火災の予防上、注意を要する気象状況となった場合を発令指標とし、火の使用制限について注意喚起をするものであります。

林野火災に関する警報につきましては、消防法で定める現行の火災警報の規定の中で、特に林野火災の予防を目的とした警報であります。

これら林野火災予防に関する注意報と警報を新たに条例に追加するものであります。

施行期日につきましては、令和8年1月1日であります。

続きまして、議案書の21ページをお開きください。

第61号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は28ページから32ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条第1項の規定に基づき、本庁の印鑑登録システム等の標準化を実施することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、印鑑の登録及び証明に関する事務について、印鑑登録証明事務処理要領に基づく外国人住民の印鑑登録の規定の整理及び印鑑登録原票の登録事項の追加、印鑑登録原票がシステムに登録した内容となることに伴う規定の整理、国が示す印鑑登録システム標準仕様書の表現に合わせた文言上の表現の改正、字句の整理であります。

施行期日は、本町が地方公共団体情報システムの標準化を開始する令和8年1月26日ではありますが、附則第2項及び第3項については公布の日であります。

続きまして、議案書25ページをお開きください。

第62号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は33ページ及び34ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、市町村等において子育て支援施策の審議等の事務を処理するため、合議制の機関を置くよう努めることを規定した子ども・子育て支援法からの

引用条項を整理するものであります。

施行期日は、公布の日であります。

続きまして、議案書 27 ページをお開きください。

第 63 号議案 幸田町乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

議案関係資料は 35 ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、乳児等通園支援事業の実施に伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、本条例は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の令和 8 年度からの実施に当たり、事業を適正かつ円滑に運営するために必要な設備及び運営に関する基準を定めるものであり、この基準は、内閣府令である乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づくもので、この国の基準を引用・準拠した形で条例として整備することにより、本町の事業が、法令にのっとり適正に実施されるようにするものであります。法令に基づく本条例の事業基準の概要につきましては、記載のとおりであります。

施行期日は公布の日であります。

続きまして、議案書 29 ページをお開きください。

第 64 号議案 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は 36 ページ及び 37 ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、乳児等通園支援事業の実施及び業務の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては 5 点ございます。

1 点目として、これまで本条例において子育て支援センターの業務に相談及び指導、情報提供、子育てサークル等の育成及び支援と記載していたものを、地域子育て支援拠点事業とします。この地域子育て支援拠点事業には、4 つの基本事業として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談及び援助の実施、地域子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施があり、さきに述べた改正前の 3 つの業務を包含するものであります。

2 点目として、改正前の子育て相互援助活動の名称を子育て援助活動支援事業に変更します。この子育て援助活動支援事業とは、いわゆるファミリー・サポート・センター事業のことです。

あわせて、本事業を上六栗子育て支援センターで行うことを明文化します。

3 点目として、これまで、その他、町長が認めた子育て支援に必要な事業に含めていた上六栗子育て支援センターで行う病後児保育事業を明文化します。

4 点目として、新規事業である乳児等通園支援事業を菱池子育て支援センターで行う業務として追加します。

5 点目として、字句の整理をするものであります。

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日ではありますが、乳児等通園支援事業の準備行為に係る附

則第2項については、公布の日であります。

続きまして、議案書31ページをお開きください。

第65号議案 幸田町高齢者生きがいセンター設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は38ページ及び39ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、幸田町高齢者生きがいセンターの移転に伴い、必要があるからであります。

改正の概要は、幸田町高齢者生きがいセンターの位置を、現在の横落字竹ノ花地内から大草字広野地内へ変更するとともに、既存建物を一体的に高齢者生きがいセンターとして位置づけるため、施設構成を追加するものであります。

施行期日は、令和8年4月1日からであります。

続きまして、議案書33ページをお開きください。

第66号議案 幸田町火入れに関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は40ページから43ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては林野火災に関する注意報の新設及び手続の規則への委任に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、火入れの中止の条件に林野火災に関する注意報を追加するとともに、許可手続に関する規定を規則で定め、条項及び字句の整理をするものであります。

施行期日につきましては、令和8年1月1日からであります。

続きまして、議案書35ページをお開きください。

第67号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は44ページ及び45ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、条例第2条別表において引用しております、道路法施行令第7条第14号が第7条第15号に移動したため、引用条項の整理をするものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書37ページをお開きください。

第68号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は46ページから48ページまででありますので、併せて御覧ください。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、被災者生活再建システム等端末の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書38ページを御覧ください。

物品名は、被災者生活再建システム等端末でありまして、物品の概要は、被災者生活再建システム等端末24台であります。

納入場所は、幸田町大字菱池字元林地内で、契約金額は720万5,000円。契約の方法は、8社による指名競争入札を10月23日に実施し、契約の相手方は、名古屋市西区名駅2-27-8、トーテックアメニティ株式会社代表取締役水野克己であります。

続きまして、議案書39ページをお開きください。

第69号議案 指定管理者の指定についてであります。

議案関係資料は49ページ及び50ページでありますので、併せて御覧ください。

ハッピーネス・ヒル・幸田の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって終了するに当たり、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、ハッピーネス・ヒル・幸田の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるからであります。

議案書40ページを御覧ください。

管理代行させる公の施設の名称はハッピーネス・ヒル・幸田で、指定する団体名称及び所在地につきましては、一般財団法人幸田町文化振興財団、幸田町大字大草字丸山60番地であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年であります。

続きまして、議案書41ページをお開きください。

第70号議案 指定管理者の指定についてであります。

議案関係資料は51ページ及び52ページでありますので、併せて御覧ください。

幸田町高齢者生きがいセンターの指定管理期間が令和8年3月31日をもって終了するに当たり、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、幸田町高齢者生きがいセンターの管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるからであります。

議案書42ページを御覧ください。

管理代行させる公の施設の名称は、幸田町高齢者生きがいセンターで、指定する団体の名称及び所在地は、公益社団法人幸田町シルバー人材センター、幸田町大字横落字竹ノ花32番地であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年であります。

以上、第58号から第70号までの単行議案について、提案理由の説明をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣野房男君） ここで、途中ではありますが10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時42分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○町長（成瀬 敦君） それでは、補正予算につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第 7 1 号議案及び第 7 2 号議案の 2 件でございます。
初めに、第 7 1 号議案 令和 7 年度幸田町一般会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

補正予算書の 5 ページをお開きください。

議案関係資料は 5 3 ページから 6 0 ページまででありますので、併せて御覧ください。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 8 億 9, 0 3 9 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 9 億 8, 6 5 9 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

補正予算書 1 0 ページを御覧ください。

第 2 条繰越明許費の補正につきましては、第 2 表繰越明許費補正のとおり、全 2 事業につきまして、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

初めに、1 5 款総務費、戸籍・戸籍の附票の標準準拠システム移行事業であります。

この事業は、戸籍・戸籍の附票の標準化システム移行業務におきまして、実施に当たり、戸籍の附票システムの一部機能が、標準化移行後に実装される経過措置の必要を認めるシステムとなりましたので、令和 8 年 2 月末の契約期間までに完了が見込めないことから、3 0 3 万 6, 0 0 0 円を限度額として繰越しを行うものであります。

次に、2 0 款民生費大草老人憩の家トイレ改修工事基本設計及び実施設計事業であります。

この事業は、この後、歳出でも御説明いたしますが、同施設の老朽化により各箇所が故障するなど、利用が困難となったこと。また避難所指定されている中で、男女共同トイレとなっているなど使用に不具合が生じていることから、歳出において補正予算にて対応するものであります。

次年度内での工事完了を見込み、同事業の着手として、今年度実施するものでありますが、年度末までに完了が見込めないことから、2 0 0 万円を限度額として繰越しを行うものであります。

第 3 条債務負担行為の補正につきましては、第 3 表債務負担行為補正のとおり全 3 事業につきましては、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

初めに、地方公共交通会議負担金に要する経費であります。

事業の概要目的としましては、公共交通の役割分担を進め、公共交通の効率化と利便性向上を図ることを目的としまして、令和 8 年 1 0 月以降に幸田町地域公共交通計画に基づき、えこたんバスルートコンパクトに再編することを予定しています。

えこたんバスを補完するため、チョイソコこうたの台数を現在の 1 台から 2 台増加した 3 台体制に変更し、全町への拡大と同時に有償化の実施を予定しています。

成果目標としましては、3 駅、ハッピーネス・ヒル・幸田を交通結節点として位置づけ、アクセス性を強化すること。えこたんバスは 3 駅や人口集中地に運行するコンパクトなルートに再編すること。チョイソコこうたは、えこたんバスを補完することで、鉄道駅や主要施設等への移動手段を担保することであります。

数値目標としましては、令和 8 年 1 0 月にチョイソコこうた車両を 2 台増加し、全町への拡大を実施すること。令和 8 年 1 0 月以降に、えこたんバスルートコンパクトに

再編し、1ルート当たり60分程度から30分程度に短縮すること。地方公共交通会議を開催することであります。

積算内容としましては、チョイソコこうた車両2台分のリース費用を地域公共交通会議への負担金として積算しております。期間を5年間の60月とし、合計1,428万円として計上しており、令和8年度166万6,000円、令和9年度285万6,000円、令和10年度285万6,000円、令和11年度285万6,000円、令和12年度285万6,000円、令和13年度119万円を限度額とする債務負担行為を計上するものであります。

次に、幸田町高齢者生きがいセンター指定管理者指定管理料に要する経費につきまして、本年度をもちまして、当該施設の指定管理者の指定管理期間が終了するため、令和8年度から令和12年度までの新たな指定管理業務を行うに当たりまして、4,250万円を限度額とする債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、ハッピネス・ヒル・幸田指定管理者指定管理料に要する経費につきましても、本年度をもちまして、当該施設の指定管理者の指定管理期間が終了するため、令和8年度から令和12年度までの新たな指定管理業務を行うに当たりまして、24億1,250万円を限度額とする債務負担行為の追加をお願いするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書16ページを御覧ください。

10款町税につきましては、個人町民税所得割におきましては、町民税を算定する際の給与所得金額が想定より増加したことにより追加するものであります。

また、法人町民税法人税割におきましては、大手自動車関連企業の業績が好調であり増益が見込まれるため、追加するものであります。

55款国庫支出金、10項国庫負担金につきましては、児童福祉費負担金におきまして、初めに、令和6年度児童手当交付金交付額の確定を受けまして、過年度分児童手当交付金を追加するものであります。

次に、令和6年度子どものための教育・保育給付交付金の施設型給付における過年度分交付額の確定を受けまして、子どものための教育・保育給付交付金（施設型給付）過年度分を追加するものであります。

次に、令和6年度子どものための教育・保育給付交付金の地域型保育給付における過年度分交付額の確定を受けまして、子どものための教育・保育給付交付金（地域型保育給付）過年度分を追加するものであります。

15項国庫補助金につきましては、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金であります。これは国の同補助金を活用するものでありますが、学校における通信環境の調査の実施について、国より今年度中の実施を求められていることから実施するものであります。

補助金の交付につきましては、年度内の実施完了が必要であり、早急に取り組む必要があることから、歳出予算の委託料について、令和7年第3回幸田町議会定例会において、補正予算をお認めいただいたところではありますが、歳入予算について、11月に

入り補助金の交付決定を受けたことにより、小学校費補助金、中学校費補助金を新規計上するものであります。

60款県支出金、10項県負担金につきましては、初めに、先ほどの55款国庫支出金、10項国庫負担金と同様に、令和6年度児童手当負担金交付額の確定を受けまして、過年度分児童手当負担金を追加するものであります。

次に、令和6年度施設型教育・保育給付費等県費負担金の施設型給付における過年度分の交付額の決定を受けまして、施設型教育・保育給付費等県費負担金（施設型給付）過年度分を追加するものであります。

次に、令和6年度施設型教育・保育給付費等県費負担金の地域型保育給付における過年度分の交付額の確定を受けまして、施設型教育・保育給付費等県費負担金（地域型保育給付）過年度分を追加するものであります。

15款県補助金、10目総務費県補助金につきましては、元気な愛知の市町村づくり補助金を追加するものであります。元気な愛知の市町村づくり補助金につきましては、市町村等が行う先進的な新規事業やデジタル化・DXを推進するための新規事業に対して交付されるものでありまして、このほど、高齢者生きがいセンター運営事業における高齢者生きがいセンター改修にかかる費用に対し、交付決定通知があったことから同事業の財源として追加するものであります。

15目民生費補助金につきましては、愛知県子育て支援対策基金事業費補助金を減額するものであります。

これは、保育所の整備等認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力を育む取組と、全ての子ども家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行う市町村等に対し、その事業に要する経費の一部が交付されるものでありましたが、令和7年度から普通交付税の算定とされることに伴い、同補助金が廃止となったことにより減額するものであります。

70款寄附金、10項寄附金、10目総務費寄附金につきましては、ふるさと寄附金を追加するものであります。こちらにつきましては、昨年、一昨年と比較し、予測した結果から当初予算額を上回る寄附が見込まれることから、追加するものであります。

15目民生費寄附金につきましては、社会福祉費寄附金を追加するものであります。

これは、この後、歳出でも説明いたしますが、明治安田生命保険相互会社岡崎支社により、社会福祉の向上及び地域福祉の推進を目的とした寄附の申出を受けたことによりまして、高齢者生きがいセンターにおける備品を購入することから、その財源に充当するものであります。

補正予算説明書は18ページを御覧ください。

75款繰入金、10項基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。15項他会計繰入金につきましては、介護保険特別会計繰入金を追加するものであります。

これは低所得者保険料軽減負担金における過年度分の精算のために、介護保険特別会計から繰り入れるものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書20ページを御覧ください。

まずは各款にわたりまして、職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その主な内容といたしましては、人事異動及び会計年度任用職員の最低賃金改定により、報酬、給料、職員手当等及び共済費を調整するものであります。詳細につきましては28ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、これに係る部分につきましては説明を省略させていただきます。

それでは初めに、15款総務費、10項総務管理費、40目企画費につきまして、ふるさと納税推進事業におきまして、ふるさと寄附業務委託料を追加するものであります。

先ほど、歳入でも御説明いたしましたが、昨年、一昨年と比較し、予測した結果から当初予算額を上回る寄附が見込まれることから、寄附金を追加したことに伴いまして、返礼品の調達や発送、インターネットポータルサイトの運営費などの委託料について追加するものであります。

20項戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民基本台帳一般事業におきまして、コンビニ交付システム機器交換業務委託料を追加するものであります。

これは、コンビニ交付システム機器の一部機器について、製造販売元より保守終了が発表されたことにより、機器交換の必要が生じたためであります。

20款民生費、10項社会福祉費、10目社会福祉総務費につきましては、社会福祉総務一般事業におきまして、福祉施設整備基金積立金を追加するものであります。

これは、大草広野地区及び長嶺北部の福祉施設整備や福祉施設の老朽化に対する改修工事等に必要な工事請負費等について、今後基金を積み立てていくものでありまして追加するものであります。

15目老人福祉費につきましては、老人生きがい対策事業におきまして、シルバー人材センター事業運営費補助金を追加するものであります。

これは、令和7年度当初予算において、同センターにおいて、幸田町職員の配置を見込んでいたものでありますが、令和7年4月より、同センターにおける職員身分が変更となったことに伴いまして、その人件費について、同センターへの補助金として追加するものであります。

次に、介護保険事業におきまして、介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。これは、介護サービスの利用件数が当初見込みより増加したことに伴い、介護保険特別会計への繰出金を追加するものであります。

20目社会福祉施設費につきましては、老人福祉センター管理運営事業におきまして、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費及び費用弁償についてそれぞれ減額するものであります。

これは、職員人事配置により、町の職員が配置されたことにより、会計年度任用職員の人件費が不要となったことによるものであります。経費の内容といたしましては、会計年度任用職員報酬、職員手当等、労務災害保険料、社会保険料等会計年度任用職員共済負担金及び費用弁償を減額するものであります。

次に、老人福祉施設管理運営事業におきまして、大草老人憩の家トイレ改修工事基本

設計及び実施設計委託料を新規計上するものであります。

これは、繰越明許費でも御説明いたしましたが、同施設の老朽化により各箇所が故障するなど利用が困難となったこと、また、避難所指定されている中で、男女共同トイレとなっているなど使用に不具合が生じていることから、来年度における改修工事に先立ち、基本設計及び実施設計について、補正予算にて対応するものであります。

補正予算説明書 22 ページを御覧ください。

次に、高齢者生きがいセンター運営事業におきまして、高齢者生きがいセンター事業備品購入費を新規計上するものであります。

これは、歳入でも御説明いたしましたが、明治安田生命保険相互会社岡崎支社より社会福祉の向上及び地域福祉の推進を目的とした寄附の申出を受けたことによりまして、同センターにおいて、血圧計、検温器等の備品を購入するものであります。

15 項児童福祉費、15 目児童措置費につきましては、初めに、児童手当等支給事業におきまして、児童手当交付金過年度分返還金を追加するものであります。

これは、児童手当交付金の令和 6 年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対して返還するものであります。

次に、認定こども園等支給事業におきまして、施設型給付費・地域型保育給付費を追加するものであります。

これは、認定こども園等に支給する人件費等の給付費について、令和 6 年 12 月に国から示された公定価格について、令和 7 年度当初予算に計上されていなかったことにより、不足分を追加するものであります。

同じく認定こども園等支援事業におきまして、子ども・子育て支援交付金過年度分返還金を追加するものであります。

これは、令和 6 年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金を追加するものであります。

同じく、認定こども園等支援事業におきまして、子育てのための施設等利用給付交付金過年度分返還金を追加するものであります。

こちらも令和 6 年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金を交付するものであります。

同じく、認定こども園等支援事業におきまして、子育て支援施設等利用給付費負担金過年度分返還金を追加するものであります。

こちらも令和 6 年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金を追加するものであります。

20 目児童福祉施設費につきましては、保育園管理一般事業におきまして、会計年度任用職員の報酬及び費用弁償について、それぞれ追加するものであります。

これは、最低賃金改定に伴う増額、正職員及びフルタイム会計年度任用職員における産休等による対応としての会計年度任用職員の雇用が必要となり、会計年度任用職員報酬及び費用弁償をそれぞれ追加するものであります。

次に、児童館管理運営事業につきまして、会計年度任用職員報酬を追加するものであります。

これは、利用人数の増加等により、会計年度任用職員の勤務日数が当初想定していたより増加したことによるものであります。

次に、放課後児童対策事業において、会計年度任用職員報酬を追加するものであります。

これは、最低賃金改定に伴う増額及び利用人数の増加等により、会計年度任用職員の勤務日数や雇用が当初想定していたより増加したことによるものであります。

25款衛生費、10項保健衛生費、10目保健衛生総務費におきましては、救急医療対策事業におきまして、救急医療対策事業費負担金（夜間診療所運営維持加算分）を追加するものであります。

岡崎市医師会の夜間診療所におきまして、岡崎市と幸田町で運営費を負担しておりますが、コロナ禍以降、医療機関を受診する人の流れが変わったことが影響し、夜間診療所への受診者が少なくなりました。しかしながら、受診者減少においても開所しておく必要があります、運営維持のため加算分を必要とするものであります。

15目予防費につきましては、予防接種事業におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金を追加するものであります。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の令和6年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対して返還するものであります。

同じく、予防接種事業におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金を追加するものであります。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の令和5年度分及び令和6年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対して返還するものであります。

補正予算説明書24ページを御覧ください。

35款農林水産業費、15項農地費につきましては、単県土地改良事業におきまして、単県土地改良事業補助金を追加するものであります。

これは、幸田土地改良区が実施しております長嶺北山地区及び野場長迫地区における土地改良事業において、農業用水路の空気弁及び農業用水管の破損による漏水があったことにより、急遽修繕の必要があったことから、幸田土地改良区に対する補助金を追加するものであります。

45款土木費につきましては、都市計画総務一般事業におきまして、都市施設整備基金積立金を追加するものであります。

これは、令和9年度より本格的に動き出す荻谷地区土地区画整理事業における土地区画整理組合への町助成金、公共施設管理者負担金及び工事請負費等について、総事業費から起債分を除いた費用に対して、今後、基金を積み立てていくものでありまして追加するものであります。

55款教育費、10項教育総務費、20目幼児教育奨励費につきましては、私立幼稚園等教育振興事業におきまして、愛知県私立幼稚園事業料等軽減補助金過年度分返還金を追加するものであります。

こちらは、令和6年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金を追加するものであります。

15項小学校費小学校管理一般事業及び20項中学校費中学校管理一般事業につきましては、歳入で御説明しました財源であります国庫支出金の追加に伴い、その財源を一般財源から特定財源に更正するものであります。

補正予算説明書26ページを御覧ください。

25項社会教育費につきましては、町民会館管理運営事業におきましては、電気料金高騰対応補助金を追加するものであります。

これは、幸田町民会館の管理運営においては、幸田町文化振興協会を指定管理者としているところであり、運営費については、令和2年度に算定した額により、令和3年度から令和7年度までを契約期間として、指定管理料を毎年度支出しているところであります。

しかしながら、近年の物価高騰、特に電気料金の高騰は、算定した当初の想定より上回るものであり、幸田町文化振興協会における文化振興基金においても、債務保証の原資として留保すべき額を下回っていることから、補助金として追加するものであります。

70款諸支出金につきましては、財政調整基金積立事業におきまして、財政調整基金積立金を追加するものであります。

これは、財政調整基金において、今回の歳入補正額が増加したことにより、当初予算である繰入金が必要となったこと、また歳入歳出額の調整により積立てを行うものであります。

第72号議案 令和7年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書31ページを御覧ください。

また、議案関係資料は53ページ及び61ページから63ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,220万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,041万8,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は42ページを御覧ください。

10款介護保険料につきましては、特別徴収保険料を追加するものであります。

これは、第1号被保険者における現年度特別徴収保険料が想定より増加したことにより追加するものであります。

20款国庫支出金につきましては、介護保険事業費補助金を追加するものであります。

これは、この後、歳出でも説明いたしますが、令和7年度における税制改正に伴い、介護保険システム改修が必要となることから、事業実施に伴う委託料について歳出における増額補正を行うものであります。その財源につきましては、事業費の半分を国庫支出金で賄われることから追加するものであります。

25款支払基金交付金につきましては、介護給付費の見込みによりまして、介護給付費支払基金交付金を追加するものであります。

30 款県支出金につきましても、歳出事業費の見込みによりまして、介護給付費負担金を追加するものであります。

40 款繰入金、10 項一般会計繰入金、10 目介護給付費繰入金におきましても、歳出事業費の見込みによりまして、介護給付費繰入金を追加するものであります。

15 目その他一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金を追加するものであります。

これは、20 款でも御説明いたしましたが、介護保険システム改修委託料の財源としましては、事業費の半分については国庫支出金によるものでありますが、あとの半分については一般財源で賄われることから追加するものであります。

15 項基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金を減額し、収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は44 ページを御覧ください。

10 款総務費、10 項総務管理費、10 目一般管理費につきましては、一般管理一般事業におきまして、印刷製本費を追加するものであります。

これは、システム標準化に伴い、使用する帳票にかかる費用が当初見込みより増加することが分かったため追加するものであります。

次に、介護保険税制改正に係るシステム改修委託料を追加するものであります。

こちらは、歳入でも御説明いたしましたが、令和7 年度における税制改正に伴い、介護保険システム改修が必要となることから、事業実施に係る委託料を追加するものであります。

15 目連合会負担金につきましては、連合会負担事業におきまして介護情報処理業務負担金を追加するものであります。

これは、介護サービス費の利用が増加したことに伴い、国民健康保険連合会が取りまとめる処理業務件数が増加したことから、処理業務負担金を追加するものであります。

15 款保険給付費につきましては、各事業費の見込みの状況を踏まえまして、10 項介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス等給付事業におきまして、居宅介護サービス給付費を減額するものであります。

居宅介護住宅改修費給付事業におきましては、居宅介護住宅改修費給付費を追加するものであります。

地域密着型介護サービス等給付事業におきましては、地域密着型介護サービス給付費を追加するものであります。

25 項高額医療合算介護サービス等費につきましては、高額医療合算予防サービス費給付事業におきまして、高額医療合算介護予防サービス給付費を追加するものであります。

30 項その他諸費につきましては、審査支払手数料支払事業におきまして審査支払手数料を追加するものであります。

40 款諸支出金、10 項償還金及び還付加算金につきましては、国庫支出金等過年度分返還事業におきまして、国庫支出金等過年度分返還金を追加するものであります。

これは、介護給付費負担金等の令和6年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対して返還するものであります。

補正予算説明書46ページを御覧ください。

20項繰出金につきましては、一般会計繰出事業におきましては、一般会計繰出金を追加するものであります。

これは、低所得者保険料軽減負担金の令和6年度分の精算に伴いまして、一般会計から繰り出しを受けていた町負担分について返還するものであります。

以上が、令和7年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上が、令和7年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要説明であります。

以上で、補正予算の説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（廣野房男君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

質疑をされる議員は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局に提出をお願いします。

次回は12月3日水曜日の午前9時から再開いたしますのでよろしくお願いします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を本日午前10時25分から第1委員会室で開催しますので、委員は御出席をお願いします。

以上であります。

本日はこれで散会といたします。

散会 午前10時15分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 7 年 1 2 月 1 日

議 長

議 員

議 員